

# 日間賀保育所設計業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和8年3月10日

日間賀保育所設計業務委託に係る公募型プロポーザル方式による提案募集の詳細は、以下のとおりとする。

## 1 プロポーザルの名称

日間賀保育所設計業務委託公募型プロポーザル

## 2 プロポーザルの目的

日間賀保育所の建設にあたり、日間賀島集約・複合化施設配置計画（以下「計画」という。）に規定する施設整備コンセプトや各諸室等に係る仕様・配慮事項をもとに事業を進めるため、柔軟かつ高度な発想力や設計能力及び豊富な経験を有する設計者を選定する。

## 3 日間賀保育所の建設方針

日間賀保育所の建設方針は次のとおりである。なお、詳細は計画を参照すること。

### (1) 新しい日間賀保育所のあるべき姿・担うべき役割

現在の日間賀保育所のあり方や課題を踏まえ、新しい日間賀保育所のあるべき姿・担うべき役割を以下の通り整理する。

- ①島の特性を活かした質の高い保育の実践と発信
- ②島の産業を支える多様な保護者ニーズへの対応
- ③保小連携の深化と小学校への円滑な接続
- ④地域全体で子どもを育む「地域共生」の推進
- ⑤離島における包括的な子育て支援と受入れ体制の充実
- ⑥災害に強く、持続可能な島の拠点づくり

### (2) 日間賀保育所の施設整備の考え方

新しい日間賀保育所のあるべき姿・担うべき役割を踏まえ、施設整備の方針を以下の通り整理する。

- ①子どもたちが健やかに成長できる施設
- ②安全で安心して利用できる施設
- ③離島の子育て・暮らしを支える施設
- ④職員にとって働きやすい施設

## 4 日間賀保育所建設事業の概要

- (1) 施設名称 日間賀保育所
- (2) 施設用途 保育所
- (3) 事業予定地 愛知県知多郡南知多町日間賀島字永峯 20-1（旧日間賀中学校跡地）
- (4) 敷地面積 約 4,950 m<sup>2</sup>

- (5) 施設規模 約 540 m<sup>2</sup> (保育所内部の延床面積)
- (6) 定員 30 人 (2～5 歳児)
- (7) 都市計画区域 都市計画区域外
- (8) 用途地域 指定なし
- (9) 建ぺい率 都市計画区域外のため、建ぺい率の制限なし
- (10) 容積率 都市計画区域外のため、容積率の制限なし
- (11) 周辺道路 南側 幅員約 4.0m、北側 幅員約 1.4 m
- (12) 想定事業費 約 4.7 億円 (税込み) を想定 (外構工事費含む) ※備品購入費除く。
- (13) 設計者選定後の事業スケジュール (予定)
  - ア 設計 令和 8 年度～9 年度
  - イ 建設工事 令和 9 年度～10 年度
  - ウ 開所 令和 11 年 4 月

## 5 業務内容等

- (1) 業務名 日間賀保育所設計業務委託
- (2) 業務内容
  - 日間賀保育所設計業務 一式
  - 測量調査業務 一式
  - 地盤調査業務 一式
- (3) 履行期間 契約日の翌日から令和 9 年 9 月 25 日まで
- (4) 契約上限額
  - 金 44,440,000 円 (消費税及び地方消費税を含む) ※事業総額
  - 【年度割上限額】 令和 8 年度：31,383,000 円
  - 令和 9 年度：13,057,000 円
- (5) 留意事項
  - ア 旧日間賀中学校体育館の給水切り回しを検討し、設計に反映すること。  
 ※体育館へは、旧日間賀中学校校舎の高架水槽を経由して給水されているが、校舎解体に伴い高架水槽も撤去されるため、給水がいったん停止される見込み。  
 ※保育所建設に合わせて、体育館への給水を復旧する。
  - イ 建設コストについては、近年の増加に鑑み、建物の建設コストの圧縮を図るとともに、外皮断熱等のパッシブ技術、高効率な空調・照明等のアクティブ技術及び太陽光発電システム等の創エネ技術を導入する等、ライフサイクルコスト圧縮を図ること。
  - ウ この公募は、令和 8 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、南知多町議会において当初予算案が否決された場合は契約を締結しない。

## 6 参加資格等

- (1) 参加資格
  - ア 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項の規定に該当しない者。
  - イ 愛知県内に事業所を有しており、南知多町の入札参加資格者名簿に記載されている設

- 計・測量・建設コンサルタント等業務の業種登録を受けている事業者。
- ウ 建築士法第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所登録簿に登録されている者。
- エ 南知多町建設工事等請負業者指名停止等取扱要領に基づく指名停止の措置又は南知多町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置若しくはこれに準ずる措置を受けていない者。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の南知多町の入札参加資格の登録がされたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- カ 平成23年4月1日以後に日本国内で竣工し、又は基本計画又は実施設計を完了した延床面積500平方メートル以上の保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定するもの（同法第35条第3項又は第4項の規定により設置されたものに限る。）又は幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の認可を受けたもの又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたものをいう。）又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定するものをいう。）の基本計画又は設計実績を有する者。
- キ 本プロポーザルに参加することができる者（以下「提案者」という。）は、単体企業とし、必要に応じて協力者（以下「協力事務所」という。）を設けることができる。協力事務所は複数の提案者の協力事務所として参加することはできるが、単体企業として本プロポーザルに参加することはできない。
- ク 提案者は、総括責任者及び「意匠」、「構造」、「積算」、「電気設備」、「機械設備」の主任技術者をそれぞれ1名ずつ配置すること。なお、意匠を除く各主任技術者は、協力事務所から配置することができる（異なる提案者の主任技術者を同一の協力事務所から配置することも可）。
- ケ 総括責任者は建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有すること。
- コ 総括責任者は、各主任技術者を兼任しないこと。また、意匠の主任技術者は、他の主任技術者を兼任しないこと。
- サ 業務の全部を再委託しないこと。
- シ 主たる分担業務分野（意匠分野）を再委託しないこと。
- ス 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の建設コンサルタント等が愛知県の入札参加資格を有している者である場合、指名停止期間中ではないこと。
- (2) 参加資格の制限
- ア 審査委員会委員及びその家族が実質的に関係する組織に所属する者は本プロポーザルに参加できない。
- イ 1提案者につき提案は1つとする。

## 7 主催者及び事務局

(1) 主催者 南知多町

(2) 事務局 南知多町役場 総務部 企画財政課 企画政策グループ

住所：〒470-3495 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地

TEL 0569-65-0711 (代) 内線324

FAX 0569-65-0694

E-Mail kikaku@town.minamichita.lg.jp

URL <https://www.town.minamichita.lg.jp>

## 8 実施方法

(1) スケジュール

区分	項目	日程
第一次審査	実施要領等公表	令和8年3月10日(火)
	質疑受付	令和8年3月10日(火)～3月18日(水)
	質疑回答(町ホームページに掲載)	質疑提出期限後、速やかに回答
	参加表明書、技術提案書等の提出期限	令和8年4月22日(水)午後5時まで
	第一次審査会(書面)	令和8年4月27日(月)
	審査結果の通知	令和8年4月28日(火) 予定
第二次審査	第二次審査会(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年5月13日(水)
	審査結果の通知	令和8年5月15日(金) 予定
契約締結		令和8年5月下旬予定

※期間の表示のあるものは、午前9時から正午までの間及び午後1時から午後5時までの間(期間中の土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日をいう。)を除く。)に行うこと。

※各日程は事務の都合により変更する場合がある。

(2) プロポーザル実施要領等の配付

南知多町ホームページにおいて、令和8年3月10日(火)から掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。南知多町役場で配布や郵送は行わない。

(3) 質問の受付

ア 提出方法 質問書（様式1）に記入し、電子メールで提出する。

※電話等口頭による個別の対応は一切行わない。

※電子メール送信後に電話で到着確認をすること。

イ 提出期限 令和8年3月18日（水）午後5時まで

ウ 提出先 南知多町 総務部 企画財政課 企画政策グループ

電子メール：kikaku@town.minamichita.lg.jp

(4) 質問への回答

提出された質問事項及び回答内容をすべて取りまとめ、町ホームページで速やかに質問・回答を掲載する。

(5) 参加表明書、技術提案書等の提出

ア 提出方法 電子メール（電子データ）により提出すること。

※提出後に電話で到着確認をすること。

イ 提出期限 令和8年4月22日（水）午後5時まで

ウ 提出先 南知多町 総務部 企画財政課 企画政策グループ

電子メール：kikaku@town.minamichita.lg.jp

エ 提出書類 参加表明書、技術提案書、業務行程表、見積書

※提出後の書類の追加及び修正（差し替え）は一切認めない。

オ 提出書類作成要領

提出書類	記載内容・留意事項等	様式
参加表明書	・様式2に必要事項を記載すること。	様式2
技術提案書	・提出は1提案者1件とする。 ・表紙を付けること。 ・提出者名（事業者名）を記入すること。 ・提出書類はA4サイズを基本とするが、必要に応じてA3サイズを含むことを可能とする。 ・技術提案書には、社名、代表者名、ロゴなど提案者名を連想させる事項は一切記載しないこと。	任意様式
業務行程表	・本業務を受託した場合の実施工程を簡潔に記載すること。 ・業務行程表は技術提案書のページ数に含めない。	任意様式
見積書	・様式3に提案額を記載すること。 ・見積書は技術提案書のページ数に含めない。	様式3

## 9 選定概略

(1) 第一次審査（提出者が5者以下の場合は、第一次審査は省略とする。）

- ・技術提案書等を審査し、第二次審査の出席要請者として5者程度を選定する。
- ・審査結果については、提案者に対し、令和8年4月28日（火）に電子メールにより通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

(2) 第二次審査

第二次審査の出席要請者を対象に技術提案書等の内容の聴取等（プレゼンテーション、ヒアリング及び審査）を実施する。

(3) 審査会の開催

ア 開催日時 令和8年5月13日（水）※集合時間等は事業者ごとに別途通知

イ 開催場所 南知多町役場2階 講義室

ウ 実施方法 技術提案書に関するプレゼンテーション方式とする。

- ・時間は1者あたり20分とし、提案者は4名以内とする。
- ・実施終了後、15分のヒアリング時間を設ける。
- ・町が用意するスクリーンとプロジェクターを利用することができる。  
その場合、プロジェクターに接続するパソコンは各提案者が持参すること。
- ・プレゼンテーションの順番は、事務局の指定した順に実施する。

## 10 審査委員会

設計者の選定にあたっては、以下の委員で構成される日間賀保育所設計業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により選定を行う。

審査委員は5名とする。（副町長、厚生部長、総務部長、健康こども課長及び企画財政課長）

## 11 評価基準

(1) 評価方法

ア 提出された技術提案書等の内容を基に、審査委員会において、各審査員が審査項目を個別に評価採点し、その点数を合計する方法により、提案書の得点を算出する。評価点が最も高い提案者を受託候補者、次に高い提案者を次点者とする。

イ 受託候補者は全審査員が50点以上の評価をしていることを条件とする。

ウ 最高得点者が2者以上となった場合、審査委員会の協議により受託候補者を決定する。

エ 候補者が1者のみでも、審査委員会（プレゼンテーション方式）の実施を経て、受託候補者の選定を行うものとする。

(2) 評価基準

審査項目		審査基準	配点
①業務の実績		・過去に同種業務（基本計画、設計業務のいずれか）を受注した実績があるか。	5点
②業務実施体制		・打合せや問合せに的確かつ迅速に対応でき、円滑な業務を遂行できる体制が組まれているか。 ・資格保有者が含まれるなどの人員確保がされており、安定的な運営が具体的に示されているか。	5点
③本町の状況把握と事業理解		・本町の現状と課題、本業務を的確に理解し、業務工程（業務の進め方）を含む適切な提案内容であるか。	5点
④企画力	I 保育所の施設整備 コンセプト	子どもにとって快適な空間の提案 ＜視点＞施設整備の考え方「子どもたちが健やかに成長できる施設」、「安全で安心して利用できる施設」等に沿い、子どもが過ごしやすく、職員が働きやすい提案内容であるか。	20点
	II 敷地利用計画の 考え方	配置計画の考え方 ＜視点＞既存の旧中学校体育館や将来建設予定である複合施設との関係性について提案されているか。	20点
	III 地域開放施設の 考え方	・地域利用を想定している多目的交流室について、各諸室の関係性やセキュリティ区分に配慮した提案がされているか。	15点
	IV 独自提案	・仕様書には記載されていない、事業者独自の有益な提案がされているか。	10点
	V 総括	・プレゼンテーション及びヒアリングを通じて提案内容の理解度、説明の的確さ、本業務に対する姿勢が確認できるか。	10点
価格提案		見積書の金額について評価する。	10点
合 計			100点

※技術提案書の様式は任意とし、①～③で2ページ、④で10ページを目安として、全体で12ページ程度とする。

※A4版・縦を基本とし、表紙はページ数に加えない。また、A3版・横は、A4サイズ2ページ分とする。

12 審査委員会選定結果の通知

審査結果については、提案者に対し、令和8年5月15日（金）に電子メールで通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

### 13 契約締結

審査委員会により受託候補者として選定されたものと契約締結の協議を行い、契約を締結するための見積書を徴して契約を締結する。

協議が不調の時は、審査委員会により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。契約締結日は、令和8年5月下旬を予定しており、契約保証金については免除するものとする。

### 14 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出されたすべての書類の返却は行わない。
- (3) 本プロポーザルに係る提案者側の費用は、すべて提案者の負担とする。
- (4) 参加資格のない者が提出した技術提案書及び虚偽の記載がなされた技術提案書は無効とする。
- (5) 提出書類の著作権・著作権は、南知多町に帰属する。ただし、契約を締結しなかった提案者が提出した書類の著作権については、提案者に帰属する。
- (6) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取り扱いを受けることはない。
- (7) 本要領に記載のない事項については、その都度協議するものとする。
- (8) 本プロポーザルにおいて、次のいずれかに該当すると審査委員会が認めた場合は失格となる。
  - ア 提出書類が、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
  - イ 提出書類が、実施要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合。
  - ウ 提出書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
  - エ 提出書類に、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
  - オ 提出書類に、虚偽の記載がある場合。
  - カ 他者の提出書類を盗用した疑いがある場合。
  - キ 見積額が予算額を超える場合。
  - ク その他実施要領等に違反すると認められた場合。
  - ケ 第二次審査の出席要請者がプレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合。ただし、公共交通機関等の事故等やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- (9) 本プロポーザルの告示から第二次審査結果が公表されるまでの間において、審査委員会委員、事務局及び関係職員（本要領に定める手続きは除く。）に直接、間接問わず接触をした場合は失格とする。
- (10) 主催者による説明会、事業予定地の視察会等は予定していない。